

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 平成26年9月11日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 沼田和利君
- 5番 諸橋太一郎君
- 6番 宮崎智君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 村松昇平君
- 11番 市川圭一君
- 12番 山越守君
- 13番 田中道治君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 遠藤憲子君
- 16番 鈴木かずみ君
- 17番 利根川英雄君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 石原幸雄君
- 22番 板倉宏君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	八 島 敏 君
経 済 部 長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監 査 委 員	
事 務 局 長	土 井 清 君
農業委員会	
事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市民部次長兼 市民活動課長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由 紀 夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 道路維持課長	太 田 健 二 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
教育委員会次長	川 井 聡 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

平成26年第3回牛久市議会定例会

議事日程第5号

平成26年9月11日(木) 午前10時開議

- 日程第 1. 議案第49号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 2. 議案第50号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 3. 議案第51号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 4. 議案第52号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例について
- 日程第 5. 議案第53号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例について
- 日程第 6. 議案第54号 牛久市放置自転車防止に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第55号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第56号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第57号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第58号 牛久市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第59号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第60号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第61号 牛久市こども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第62号 牛久市保育園における保育に関する条例を廃止する条例について
- 日程第15. 議案第63号 平成26年度牛久市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第16. 議案第64号 平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17. 議案第65号 工事請負契約の変更について
- 日程第18. 議案第66号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の

増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

- 日程第19. 認定第 1号 平成25年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20. 意見書案第5号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第21. 決議案第3号 庁議の公開等に関する決議について
- 日程第22. 議員提出議案第2号 牛久市政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第23. 議員提出議案第3号 牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について
- 日程第24. 意見書案第6号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関連法の改
定中止を求める意見書の提出について
- 日程第25. 意見書案第7号 消費税の再増税の中止を求める意見書の提出について
- 日程第26. 決議案第4号 ひたち野地区の中学校新設を求める決議について
- 日程第21. 休会の件

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議員提出議案第2号、議員提出議案第3号の2件、意見書案第6号、意見書案第7号の2件、決議案第4号の1件、請願第5号ないし請願第7号の3件が追加されましたので、報告いたします。

なお、請願第5号ないし請願第7号の3件については、お手元に配付のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたから、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、9月4日市長から提出された議案第50号牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の件について、本日付をもって訂正したい旨の申し出がありました。議案第50号牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の訂正の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議ないものと認めます。

議案第50号牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の訂正の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

議案第50号 議案第50号牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の訂正の件

○議長（山越 守君） 追加日程第1、議案第50号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の訂正の件を議題といたします。

執行部からの議案第50号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の訂正の理由を求めます。

副市長野口 憲君。

○副市長（野口 憲君） 議案第50号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の訂正について御説明いたします。

上程しております牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第43条第2項中「第30条第2項第3号」とございますが、「法第30条第2項第3号」が正しいこととなります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（山越 守君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の訂正の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議ないものと認めます。

議案第50号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の訂正の件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第1、議案第49号ないし日程第18、議案第66号の18件、日程第19、認定第1号の1件を一括議題といたします。



議案第49号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第50号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議案第51号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第52号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例について

議案第53号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例について

議案第54号 牛久市放置自転車防止に関する条例の一部を改正する条例について

議案第55号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第56号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第57号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第58号 牛久市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について

議案第59号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第60号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 牛久市子ども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 牛久市保育園における保育に関する条例を廃止する条例について

議案第63号 平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）

議案第64号 平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 工事請負契約の変更について

議案第66号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の変更について

認定第1号 平成25年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

○議長（山越 守君） これより、議案第49号ないし議案第66号の18件、認定第1号の1件について順次質疑を許します。

なお、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関して簡素に明瞭にされるよう、お願いを申し上げます。答弁に際しましては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますようをお願いをいたします。

初めに、議案第49号についての質疑を許します。21番石原幸雄君。

〔21番石原幸雄君登壇〕

○21番（石原幸雄君） 49号議案について、2点お尋ねをいたします。

第3条に「放課後児童健全育成事業者」というものがございしますが、このイメージがちょっとよくわかりません。PTAのような組織であるのか、それとは別であるのか、その辺について具体的に説明を求めたいと思います。

次に、第6条の第2項に関しまして、「定期的に訓練を行わなければならない」とございしますが、この定期的にというのは具体的に時間的にどういうものを指しているのか、説明を求めます。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 石原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第3条「事業者」でございしますが、こちらは放課後児童クラブを運営する事業者を指します。牛久市の場合には、牛久市が公設・公営で今現在実施しておりまして、その他の事業者はございませんが、他市町村におきましては保護者が運営していたり、NPOが運営していたり、あるいは民間の事業者が運営していたりと、さまざまな運営形態が実は指導クラブにございまして、そういったものを総称して「事業者」と言っております。

それから、2点目の「定期的」ということにつきましては、国からも特に間隔を何カ月とか、そういったものは具体的には述べておりませんので、最低1年に1回とか2回、そういった間隔で実施をしなくてはならないというふうを考えております。

○議長（山越 守君） 石原幸雄君。

〔21番石原幸雄君登壇〕

○21番（石原幸雄君） そうしますと、今の6条2項についての「定期的に」ということの内容でございますけれども、牛久市としては半年や1年に1回ということやるということで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 最低1年に1回はやっております。また、児童クラブにおきましては数カ月に一度、避難訓練等をやっております。以上です。

○21番（石原幸雄君） 以上で質問を終わります。

○議長（山越 守君） 8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、5点質問をさせていただきます。

まず最初は、この条例を制定するに当たって、この条例の中には国の基準でも「従うべきもの」と「参酌すべきもの」というふうに決められていると思いますけれども、他市ではもう素案をかなり早く実施し、パブリックコメントを実施し、市民からの要望をこれに盛り込むというような工程をとっているところがありますが、牛久市ではこういうふうな形で市民要望というもの、「参酌すべき」という材料の中にどういうふうに市民ニーズの対応をしたのかという点が、まず1点です。

それから、2点目です。先ほども同僚議員から今質問ありました3条のほうの放課後児童健全育成事業を行う者、「事業者」ですけれども、これは今御説明あったとおりに牛久市の場合は市が担当していると。今後にわたってはわからないからというような形で、こういう表現をとったのか。それから、もう1点ですね。今現在市が行っているということになると、例えば21条の事故発生時の対応とかというものは、この事業者は「速やかに市や当該利用者の保護者に連絡を行うとともに」というようなことで、ここに報告すべき相手として市が書いてあるわけですが、この辺の文言の整理としてはこれでよいのかどうかということが1点。

それから3点目に、9条のところ「設備基準」です。牛久市では1.65平方メートル以上というふうにしております、これに対する牛久の現状。それから、夏休み等一気に増加する時期もあろうかと思いますが、そういうふうに入れ人数がふえたとき、この1.65平方メートル以上というのはクリアしているのかという点。その中でもう1点が、体調不良などのときの休養するスペース、これはこの設備基準の中にはどういう形に入っているのか。こういうものは設けていないのかというのが、3点目ですね。

それから、あと4点目が、10条の職員の資格要件というのが示されております。これは、これまでもいろいろ議員のほうからは資格要件はどうなんだということが質問されていたと思

いますけれども、32年度までが経過措置というふうにとっておりますけれども、新規の採用等を含めて全児童クラブで基準を満たすような体制がとられるのかどうかということが4点目。

5点目が、その10条の5項のところ、ただし書きのところですね。この具体的なただし書きの状態というのは、どういうものを指しているのかをお尋ねいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 須藤議員の質問にお答えをいたします。

まず条例制定に当たって、この「国の基準に従うべきもの」「参酌するもの」の中で、参酌するものについてどのような対応をとったかということでございますが、今回国の厚生労働省から省令というものをいただきまして、これに基準ののっとってまず基準は定めていく。ただし、地域の実情に応じて利用者に意見を聞いたりパブリックコメントをすることは差し支えないということで、牛久市といたしましては今回は国の基準に沿った形で、実際にはパブリックコメント等はやっておりません。国の基準に沿った形で条例を上げさせていただいております。

続きまして、第3条の事業者でございますが、今後につきましては、牛久市の場合は先ほどお話ししましたとおり公設公営だけではございますが、今現在まだ牛久市で児童クラブを運営したいというような事業者の動きは具体的にはありませんので、この条例案で出させていただいている事業者は、将来にわたって牛久市で事業を行いたいという方に対しての条例、もちろんこれは牛久市を含めた事業主になりますから、牛久市もこの基準条例に沿って運営をしなければならないというふうに考えております。

続きまして21条ですが、事故発生時の対応でございますが、こちらは今回の基準条例の中にも各事業者に対して細かな運営の規則、要項等をつくるようにということで定められておりまして、事故対応についてもそれぞれが要項等で定めていくことになるとは思いますが、こちらについてはその事故についてはもちろん市でも監督という責任もありますので、そういったものは御報告を受けるような仕組みも将来的には考えていかななくてははいけない。また、牛久市の場合につきましては、各児童クラブから事故については報告を受けた時点で、当局、児童クラブ課でございますが、病院等に行くとかそういった対応はしております。

続きまして3つ目、9条の施設の面でございますが、こちらの1.65平方メートルにつきましてはおおむねであります市の場合はクリアをしております。それから夏休みの場合、これは確かに一時的に300人、今年度につきましては300人程度ふえたんですが、この場合には学校に協力をお願いいたしまして余裕教室、そういったものを別途追加をいたしまして、この1.65平方メートルをクリアできるように増設をして、運営をしております。ただ、一時的に1.65平方メートルを超えるときが、その日によってはあったかとは思いますが。

続きまして、休養スペースですね。休養スペースにつきましては、通常児童クラブの教室に

は別途保健室等は設けておりませんので、ふとん等を仕切りを使って実際には静養させていると。あるいは重症、熱がひどい場合には学校の保健室をお借りするような対応をとっております。

続きまして、第10条の資格要件でございますが、今現在牛久市の指導員の状況でございますが、こちらは2年、有資格者を除いて児童クラブの経験が2年あれば支援員となることができます。それ以外については、補助支援員という位置づけで任用をするような予定になっておりまして、現在経験年数が2年未満の指導員が7名おります。しかし有資格者が4名おりますので、3名につきましては最初は来年4月以降補助員という形でスタートをさせていただいて、2年に満ちた段階で研修を受けていただいて、支援員のほうの資格に上がるような形をとります。こちらは経過措置もございますので、その辺については支援員によくお話をして、理解をさせていただくつもりでございます。以上でございます。（「5項、ただし書き」の声あり）

これは先ほど、ちょっと今お話をしましたけれども、20人に満たない場合には、基本児童クラブ自体は40人が基準となっております、そちらに複数支援員を配置しなさいという基準がございますが、20人に満たない場合については1人は正規の支援員ですね、そのほかについては先ほど補助支援員とお話ししましたけれども、有資格でない、なおかつ児童クラブの経験が2年未満の者でも、2人合わせればそれで大丈夫だということであるというふうに考えています。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、再質問させていただきますけれども、1項目めの市民ニーズということで、牛久市の場合は本当に国の基準に準拠しているということで、参酌すべき独自の考え方が入っていないわけですが、この調査というかパブコメは多分この制定に合わせると時間的ゆとりはなかったと思うんですが、これまで10年来の実績と、それからそういう中で起きてきた保護者等含めたニーズ調査というか、そういうものはどういふふうに行われているのか。そして、その中で顕著なものはなかったということであるのか。その点について、確認をさせていただきたいと思います。

それから、あと21条のところなんですけれども、「事故が発生したときにはこういう対策をしなさい」ということをここに書かなければいけないわけですが、牛久市が当然クラブを運営しておりますから、市の担当課には直入ってくるわけですね。その先はどういふふうな対応というか、担当課で処理できるもの、またそれよりもっと上に上げていくもの、この辺の基準というか、そういうふうに判断するところというのはどういふものなのかということ伺いたいと思います。いわゆる担当課で処理できる段階と、その上に上げていかなければいけ

ない問題というところまでも想定されて現在いるのかどうかという点を、再質問させていただきたいと思います。

じゃあ、以上でいいです。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 須藤議員の再質問にお答えいたします。

児童クラブにおけるニーズ調査でございますが、実際は現場で職員、これは指導員になりますけれども、直接保護者からそういった要望をいただいたものは、月に1から2回指導員会議というものを開いております、そちらで情報をいただく、あるいは巡回しながらそういった保護者のニーズを児童クラブ課としては捉えております。特に、アンケート調査というものは行っておりません。あとは、子ども・子育て支援制度の中で支援会議のほうでアンケート調査をしたものを、頂戴はしております。

それから事故対応についてでございますが、こちらにつきましては各児童クラブで仮に事故・けが等が発生した場合には、さきに電話にて保護者、学校、児童クラブ課に連絡が入ってまいります。その事故のけがの程度によっては、児童クラブ課も直接病院に行きまして保護者と面会をして、いろいろ対応に当たっています。もちろん、その度合いによりましては教育部長、教育長に連絡をするという態勢をとっております。また、事故につきましては保険、スポーツ保険でございますが、そういった対応のほうもしております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、議案第49号について質問を行います。

この基準だけを条例にして加えるというのは、体系上問題があるのではないかとというのが、まず1点あります。現在でも、牛久市には放課後児童対策設置及び管理に関する条例というのがございます。この条例に沿って、今児童クラブが運営されているのは周知のものなのですが、この条例との関係、その辺を伺います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 遠藤議員の御質問にお答えをいたします。

今回基準だけを条例にということでございますが、まずこの条例でございますが、これは子ども・子育て新制度が来年からスタートいたしまして、そのスタートに伴いまして児童福祉法が改正をされました。市町村は、児童クラブの設備・運営に関する基準を市として必ず定めなさいという、これは国からのものがございます。ですので、牛久市だけではなくて龍ヶ崎市、つくば市、土浦市、その他の市でもこの条例については定めをしております。これは、基準の条例を定めなさいということでしたので、その他については今回は基準だけを定めているとい

うような状況でございます。

もう一つ市には条例、こちらも児童クラブについては条例を牛久市は持っております。この市に条例を持つというのは、全国的にも珍しいものでございまして、今回市の基準条例ができたために、牛久市の場合は児童クラブに関する条例が2つ並列であるということですので、市としましてはこの2つの条例を必ずクリアするように運営を進めていくという考えでございます。ですから、その2つの条例についてはイコールではないですが、関連をしているというふうに考えております。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 今、次長のほうから御答弁がありました。牛久市には既にある条例、条例の名前は牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例という。今回基準となっているのが、牛久市放課後児童健全育成事業、これは子ども・子育ての法律のほうなのでこういう名前になっていると思いますが、そうしますと2つの条例でもって牛久市の放課後児童クラブは運営されていくということで確認をしていいのかどうか、その辺をお願いします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 遠藤議員の再御質問にお答えをいたします。2つの条例を必ず守るようにしていくということでございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第49号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第50号についての質疑を許します。ありませんか。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、4点質問をさせていただきます。

50号についても、これも国の基準に沿った形の条例化ということで、市独自の判断が加えられなかったのか。その、また加えられなかった理由をお尋ねをいたします。

他市町村をちょっと聞いてみますと、守谷市などでは暴力団排除というようなものを盛り込んでおりますけれども、牛久市ではこういうことに対する検討はなされたのかどうか。

それから3つ目の質問で、13条の4項ですけれども費用の負担、今回保育料のほかに利用者に負担を求めてもよいことになっておりますけれども、この辺が現状との相違点についてどうなのかということです。

それから、あと20条の運営規定がありますけれども、この運営規定というのはどの程度細かく規定されるのか。これを各保育所のところに張っておかなければいけないということにな

っていると思うんですけども、この辺がどうなのか。特に非常災害対策というものが、この中でもいろいろな点でみんな重要なんですけれども、今の御時世の中では非常災害対策というものが重要かと思いますが、特にこの点はどういうふうに対策を立てられているのか。

以上、4点お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それではお答え申し上げます。

まず1点目でございますが、市独自のという部分でございますが、この条例につきましては御案内のとおり基本的にいわゆる確認事務を行うための条例といえますが、いわゆる運営費が今度は施設型給付に変わるための、そういう意味で各市町村で条例を定めなさいというような中身の内容になってございまして、施設の基準そのものは、認可基準とかそういったものは別に上位のほうで決まっているわけでございますが。そういうことで、今回きのうの一般質問の中でも議題となりましたが、まだ細かいところが国のほうからほとんど出てきていない状態の中で、ある程度国の「参酌すべき」、あるいは「従うべき」、それを取り入れてモデル例規として出ているものについて取り入れておりますので、原則的に国のものをそのまま使っているということで、独自のものを入れるような、まだそれだけの判断できるような国からの資料も来ていないというような考え方で、現行のモデル例規を使用しているということでございます。

2点目の守谷市でございますが、それは地域的ないろいろな特色があろうかと思えます。特にそういう報道等で聞いてございますが、牛久市の場合は原則どおりの規定ということで、あえてそこは盛り込んでございません。

3点目でございますが、13条の保育料の関係でございます。これもきのうの一般質問の中でお話がございまして、上乘せあるいはそういったものについては書面でのものが必須ですか、それから実費の徴収についてはこれから国の制度で補助が出てくる可能性があるということで、そういう意味でもまだ固まっておられませんので、そういう部分につきましては国のほうから通達が来次第、条例で改正する分には多分運用のほうで変わってくるものだと思いますけれども、そういうところで利用者の方に適用できるような形で進めてまいりたいと思います。

最後に20条の関係でございますが、おっしゃるように安全に関するものについては重要でございますが、公立の保育園でも毎年必ず1回は避難訓練をやっている状況でございまして、民間も当然同じような形で実施しておるところでございます。したがって、この運営規定の多分細かい部分のところまでは条例で定める必要はないということですので、この部分の方針はじゃあどういうものかということについては、今後の運用の部分で市としても確認という意味では、指導することがございますので、県の新たな考え方の内容、20条に沿ってどういうものを定めておくべきかということを今後見定めながら、市としても施設と協議していきたく

いという形です。今までも県と一緒に監査等は、市の職員も県の職員と一緒に監査に各保育園に入らせていただいておりますので、その中で細かい運営についても確認させていただいておりますので、今後も定めた中身について確実に確認とるようになる予定でございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 今の御答弁で、国のほうの細かいところが決まっていな中では、やはり大きな枠組みを示す以外はなかったのかなというふうに判断をいたしました。その点で、特に保護者の方たち、利用者の方たちが大きな影響を受けるのは、やっぱり費用負担だというふうに思うんですけども、この辺が国とのいろいろな意味での単価のこととかも含めて、どういう時点で決まってくるのか。そのスケジュール的な意味では、どのくらいを想定しているのか。そして、これは利用者の方に周知をしていかなきゃいけないものであるし、書面でもしなければいけないということで、この辺の準備を考えると、4月1日からの開始に合わせて、どんなふうに市は最後に織り込んでいくのかという点についてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたように、国のほうからまだ仮単価しか出ていない。あるいは、保育料についてもイメージという段階だと、これは御案内のとおりだと思います。しかしながら、もう暮れには4月の保育園の入園の例えば申し込みを受ける、これは幼稚園も一緒だと思いますけれども、地方といいますか現場ではそういう動きが既にスタートしておりまして、国のほうではある程度そのスタートする際に、「利用料についてははまだ未決定のところがあるので、後ほど変更になるかもしれません」みたいなことを言ってやりなさいというような通達といいますか、そういうのも来ておりますが、それは現場としては非常に遺憾といいますか、早く国でちゃんと方針を決めて市町村におろすべきだと、担当としては感じておりますけれども、現段階では今おりてくる部分を利用者の方にお伝えするということができませんので、きのうも一般質問で答弁申し上げますように、費用負担については公定価格は国が決めますから、これは市としてどうかはございませんが、保育料につきましてはきのう申し上げましたように現行の水準を見ながら、できるだけ大きな変化がない形で今検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第50号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第51号についての質疑を許します。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、議案第51号について質問いたします。

今回、この家庭的保育事業というのが新たにいろいろな形で新設をされます。その一つの中には、やはり今までの保育園とは違った形が、今度子育て支援ということで入ってきます。この条例の中から一つ、16条の食事の提供の特例というところについて伺いたいと思います。食事の提供、今までは各保育園での自園での調理ということがありますが、今回は搬入施設、それも可能ということで、その辺について伺いたいと思います。

それと、23条の職員のところですが、家庭的保育につきましては、市長が認める者であって該当する者がこの家庭的保育の職員となれるということがありました。しかも、資格を持っていなくてもこの家庭的保育が実施できるというところ、5人以下が定員ということなんですが、この職員の配置について伺います。

それと、特に小規模事業のA型では、保育士につきましては全員資格を有する。しかし、小規模事業B型については、保育士は2分の1の資格を持っている保育士がいればいいという。しかも小規模の事業C型については、先ほど言いました研修を受けた者が保育に当たることは可能ということになりますので、その辺について伺います。なぜそのことを聞くかといいますと、やっぱり資格がある方、そしてない方では子供たちに接するものに対する対処の仕方が、当然おのずと違ってくるのではないかと思いますので、その辺を伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

まず16条の関係でございますが、逐条解説といいますが、国のほうの考え方としますといわゆる家庭的保育等は規模が小規模であり、十分な調理設備を設けるとかできない場合が考えられるということで、異なる施設で調理した食事を搬入することを限定的に容認する規定というふうな考え方になってございます。現状、昨日も御答弁申し上げましたように牛久の場合認可外保育園の方、あるいは事業所内保育園の方が今度新たな制度に移行するということをお聞きしましたが、現状では移行することはないということでございますので、現状この条例をすぐ当てはめる施設が生まれてくるとは、今のところはございませんが、しかしながら国としては全市町村がこういった規定を設けなさいということで、今全国の市町村が条例化しているわけでございますので。

それとあと運営費、家庭的保育の部分についても施設型給付、小規模であろうと同じような給付の形態に入ってきますので、あえて市としてここの部分をいじってということは考えてございませんので、この国の基準の形を設定しているところでございます。

続きまして、23条の職員の件でございますが、こちらにつきましては国の基準の部分について市の独自のものをに入れてございます。昨日も一部御答弁申し上げましたが、通常家庭的保育事業、5人以下の事業でございますが、ゼロ歳児1対3という基準がございますけれども、国のほうの基準ですと、23条のこれはモデル例規のほうの3条ですと家庭的保育士1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とすると。ただし、家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下とするという、2人そろえば5人いられるというような状態を基準の例規にしているところでございますが、牛久市の場合は家庭的保育者は23条の第3項で、「家庭的保育所は家庭的保育補助者とともに保育をしなければならない」ということで、3人対1というよりも、これは1人で2人以上のお子さんを保育する場合に突発的なこと、事故が発生した場合にほかの乳幼児の保育がおろそかになるということがございますので、これは牛久だけじゃなくて設定している市町村はほかにも幾つかあるようでございますが、常時保育者と補助者と2人で見て万が一の際に備えると、ここの部分は市の独自性といいますか、市の考え方を入れさせていただきました。以前、報道等でベビーシッター等で1対1の場合の危険性が報道されて悲しいこともございましたので、こういった部分については入れさせていただいております。それ以外につきましては、全て国の「従うべき基準」「参酌すべき基準」、そのまま使っております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 今のところでは、家庭的保育のところで御答弁でしたが、この第2節の小規模のところの保育士のところについて答弁が漏れていたような気がします。それは、後で答弁をお願いします。

そうしますと、研修を受けた方たちが子供たちの支援に当たるというところでは、今でも認可外については認可保育園に比べて非常に事故が多いというところでは、やはりここはきちっと資格を持った方を、研修だけではなくそういうところもやっぱり市の独自として、今のように拡充ができるならば、その辺の考えについて伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 先ほどの小規模A・B・Cの関係でございます。こちらにつきましては、国のほうでA型であれば全員、B型は2分の1、そういった基準を設けております。これも先ほど申し上げましたように、運営費との絡みがございますので、市であえてここまできつといたしますか、そこまで変更してまでのところはちょっと厳しいということで、これはそのまま使っているところでございます。

それと、もちろん人材につきましてはそれぞれの施設で現在でも研修、市の保育士もそうで

ございますが、それぞれ研修を重ねて保育に当たっていただいていると。これは、今後も安全性を考えれば当然のことでございますので、それは引き続き制度の中でもそういったところは抜けているところではございませんので、引き続きそこは特に子供さんの安全を確保するという意味では、牛久もそうでございますけれどもどの市町村も、どの施設も基本的な考え方は変わらないというふうに思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、今遠藤議員が質問されていたので、重複するところは除かせていただいて、若干お尋ねをいたします。

6条なんですけれども、保育所等との連携ということで、現在この事業者に当たるような人はいないということなんですけれども、この家庭的保育は小規模のほうにも通じる部分ありますけれども、小学校までを見るということではないので、ある程度年齢がいったらば地域の保育所等と、必然的にそちらのほうに移動せざるを得ないという状況の中にあります。これを事業者によどのように課すのか、連携を事業者が対応せよというのでは、現在そこまで牛久市の中にはないということでもありますけれども、この辺についてはどういうふうにか考えるのか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

家庭的保育、小規模保育もそうでございますが、事業所内保育は別としましてゼロ・1・2を中心に国のほうでも制度設計をしているところでございます。したがって、きのうも御答弁申し上げましたように保育の継続性、これが一番重要な問題でございますので、この家庭的保育の条例の中にこの保育所との連携というのが盛り込まれているというふうに認識してございます。3・4・5の保育につなげるために、連携をしなければ逆に認可ができないと申しますか、認可の基準でございますので、そういった連携がとれていなければ逆に認可の要件に当てはまらないという形で条文が入ってございます。もちろん市としても、そういう事業者が新たに参入する際に協力を求められれば、これは当然子供の保育の拡大になるわけですが、市としては基本的には昨日申し上げましたように、認可保育園との継続的な保育を現在進めてきておりますが、法律上こういった事業者がある場合については、きっちりと保育園なりとの連携がとれないと逆に認可がおりないという形ですので、そのところは特に重要な部分と考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） まさに部長のおっしゃるようで、牛久市の場合はこの事業に対してのニーズというのは少ないというふうに思うんですけども、仮にこういうことをやりたいというような方がいらしたときに、やはり法律としては、条例としては厳密であるべきだというふうに思いますけれども、その前の段階のいわゆるそういうことをやりたいという事業者が次へつなげる力がない場合、その辺の相談対応というんですか、その辺はもう事業者の責任というふうな形になってしまうのか、その辺を再度確認させていただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 事業者の責任という言い方もあろうかと思いますが、市も連携していくということも、これ言葉のとり方でございますので、いずれにしても法律上に定められて、市の規定に合ってくるものについて、当然拒む権利はございませんので、ただその中で先ほど申し上げましたように重要な部分は、特に市としては例えばゼロ・1・2だけで終わる保育ではこれ継続性ございませんので、特にそういうところはチェックしながら事業者の方と協議をしながら、もしそういうお話があれば協議をしながら、いい保育といたしますか適正な保育ができるようにつなげることが我々の仕事だと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第51号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第52号についての質疑を許します。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、議案第52号について質問いたします。

自転車駐車場の設置及び管理に関する条例ですが、指定管理者を導入ということが市長の説明でありました。その指定管理者にする理由を伺います。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 指定管理者にする理由でございますが、近隣市町村でも既に指定管理者制度をとっております、つくば市、土浦市、龍ヶ崎市等、11者でとっているところでございます。またその理由でございますが、利用者様のニーズ等に効果的に対応するために民間業者の有する能力を活用しながら、利用者へのサービスの向上、または経費の節減を図るため今回管理者制度をとるものでございます。

管理者制度の管理体制でございますが、受付時間の延長であったりサービスの向上というところがございます。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 今は、利便性の向上とかいろいろ近隣でも導入をしているというところ。経費の削減にもなるというような御説明がありました。そして、この中で指定管理の指定をするものについては公募をするという、第3条にあります、この公募ですね、どういう形で公募をされるのかというところ。できれば今高齢者もそうですが、市内の雇用を育成するためにも高齢者の方にこういうものに指定をするということの考えはどうか、伺います。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 公募につきましては、市民の大切な税金を活用し整備した駐輪場等を、公募して法人その他団体にお任せする、また市内に本社機能を有するものを規定はしてあります。あと、老人等ということがありましたけれども、以前これはシルバー人材センターのほうで、平成20年度にシルバー人材センターのほうに委託した経緯がございます。しかしながら、ちょっと勤務中での対応等の苦情が多かったり、また決まった形で市とシルバーと、また従業員という形の中にワンクッション置いた状態で均等な管理・運営がこれまでされていなかったという経緯がございまして、それで市の都市計画課のほうでその後管理運営をしていたわけなんです、当然民間のほうに委託したほうがよからうということで、今回このような条例を上げさせていただきました。

○議長（山越 守君） 9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） この指定管理者につきまして、指定管理者はとりあえず今回で何例目になりますかね。自然観察の森とか、あとは本局にある児童関係とかということなんですけれども、この指定管理者というのは契約ではない。行政処分ということなので、基本的に指定管理者の指定の中で選定が問題になってくると思うんですけれども、この選定に関しましてはここだけではわからない、細則的なものが何かあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 今後、指定管理者の指定管理制度を取り入れるに当たっては、今回9月議会の条例等の議案提出いたしました。この中で議案が可決されるということであれば、10月の中旬から指定管理者の公募、これを開始しまして、12月の下旬に指定管理者の制度の上程を上げる予定ではおりますが、その中で指定管理の運営協議会ですか、これですね指定管理者選定委員会、これをつくりまして選定し、最も適している事業者及び団体等、NPOを含む団体等、これを設定していくような予定でおります。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） 今NPOという言葉が出てきましたけれども、例えばNPOの中に

は暴力団等がやっているNPOもありますし、この行政処分ということであれば私たちでも市長でも誰でも、法務局のこともあそこについては市長が一応代表ということなんで、この選定については本当に今言った選考委員だけに任せていいのかということ、ちゃんと今言ったように暴力団を排除しなければならないとか、そういうものをしっかりと明記する必要があるのではないかとこのように考えるんですが、選考委員に全てお任せという形でよろしいのかどうか、確認したいと思います。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） これにつきましては、申請者の資格等があると思うんですけども、法人その他NPO法人、広域社団法人、あとシルバーも含めて牛久市内に本社または本社機能を有する者で、次のいずれかに該当する者ということで、こちらのほうで設定しております。これは、個人では応募はできないことになっておりますことをつけ加えておきます。

1つとしまして、法律行為を行う能力を有しない者。また、破産者で復権を得ない者、また、本市における一般競争入札等の資格を制限されている者。4番としまして、指定管理者の指定の取り消しを以前受けたことがある者。5番としまして、国税及び地方税を滞納している者。先ほど黒木議員がおっしゃるように、6番として暴力団及びその利益となる活動を行う者、または暴力団もしくはその構成員、もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者。

また2番としまして、複数の団体がグループ構成している応募も可能でございます。その場合は、団体の中から代表の団体を定めると。単独で応募した団体、グループ応募の構成員となることと、及びグループ応募の構成員が別のグループの応募の構成員になることは、これはできないということになっています。以上です。（「終わります。以上です」の声あり）

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第52号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第53号についての質疑を許します。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、議案第53号について質問いたします。

この52号と関連するような内容ではないかと思いますが、駐車場の管理運営を指定管理者にするということですが、先ほど同僚議員の質問でもありました公募に当たっての選定基準、それがNPOとか、それからさまざまな本社機能のある法人だとかいろいろとありましたが、選定がこの委員会の中で新たに行われ、そこでできれば12月という予定までおっしゃられておりました。私が聞きたいのは、この第5条の管理ですね。指定管理の期間、これが5年

とすとなっております。先ほど自転車のところで伺いましたら、シルバーに委託をした経緯があつて、その間にいろいろな苦情があつたとか、そういうようなことが発生する場合もなきにしもあらずです。5年という期間にした理由を伺いたいと思ひます。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 指定管理、時期が5年ということの質問でございますが、指定の期間、これが短時間ですと指定管理者は思い切つた整備投資や利用者へのサービスの提供を踏み切れないというおそれがござひます。5年という期間の中で、指定管理者の安定的な経営を行つていただき、また利用者へのサービス向上を図つていただきたいと考へております。

また、先ほども申し上げたとおり、近隣市町村のほうでもおよそ5年というのが一般的なものとなつております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 近隣と合わせた指定管理の期間じゃないかなというふうと思われます。しかし、この管理の期間の間に何か発生したような場合、例えば事故、そういうような場合については、この条例の中ではどのようなところでうたわれているのかどうか、その点を伺ひたいと思ひます。

あわせまして、やはりこの駐輪場、そして駐車場と合わせますと約2,000万円ほどの費用が牛久市のほうから出ております。同じところが指定になるかどうかは、それはわかりませんが、そういうことを考えれば、やはり市民の貴重な税金であるこういう使い方について、指定管理者導入ということは市の責任が届かなくなるということではどうなのかということ、その辺について伺ひます。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 1問目の指定の取り消しということですが、10条に「市長は指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定管理者を取り消し、また期間を定めて管理の業務を全部、もしくは一部を停止することができる」ということになつておりますので、これにつきましては条文どおり進めたいと思つております。

それと、指定管理者にした場合に市の管理が行き届かないだろうということではござひますが、これにつきましては今指定管理者、どこになるかこれから選定していくわけですが、その選定の中で当然その機能を有する会社もしくはNPO等、団体等に行つてもらふわけですが、結局市側のほうとその団体のほうとの当然連携は密にとつて、当初運営が順調にいくまではしつていきたいと、このように思つております。

○15番（遠藤憲子君） 議長、答弁漏れです。

○議長（山越 守君） 自席どうぞ。

○15番（遠藤憲子君） 市の税金の使われ方として、そういうことがあったときどうするのか。今10条の1項のほうの説明ありましたけれども、2項のほうで「市長は、その賠償の責めを負わない」ということがあったので、税金がこういう形になったときに市の責任がどうなのかと聞いたんですが。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 失礼しました。

施設の設置目的から逸脱することがないように、管理運営に当たり適切な指導・助言をしていきたいと考えておりますので、この2項の「市長はその賠償の責めを負わない」と、それを負う前に適切な助言指導、これをしていきたいというふうに思っております。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 18条の利用料等の収入というところがあるわけですが、今の段階でどの程度の収入というのを見込んでいるのか。納付金として徴収するということでは、見込みとしてどのように計算しているのか伺います。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） これは、市への収入ということですね。（「そうです」の声あり）これにつきましては、市営駐車場及び駐輪場の固定資産相当分、これをいただくということになっております。その金額につきましては、今細かいちょっと算定はまだあれなんですけど、約500万円前後を想定しております。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） その金額というのは、今の形態でやっていた場合に想定される金額と、この指定管理者になった場合の想定と、どのように違うか説明をお願いします。

○議長（山越 守君） 都市計画課長榎本友好君。

○都市計画課長（榎本友好君） ただいま議員から御質問ありました算定ですが、現在の牛久市で経営している場合の算定で計算しております。指定管理者になった場合は、その指定管理者による創意工夫などがありますので、ちょっと見込めないところもありまして、現在は算定はしておりません。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番(杉森弘之君) 1回目のところは、指定管理者になった場合に、納付金をどの程度見込んでいるのかということと言ったわけだけれども、今2回目の回答では見込んでいないというふうに関こえたんですが、ちょっと聞き方が悪かったかな。もう1回お願いします。

○議長(山越 守君) 都市計画課長榎本友好君。

○都市計画課長(榎本友好君) 大変申しわけありませんでした。杉森議員からの御質問は、現在の牛久市で運営している場合の収入算定と、あと指定管理者に移行された場合の収入算定ということの御質問だったんですけども、現在は牛久市で経営している状態をもとに収入算定をしておりますので、そのような形で御理解いただきたいと思ひます。同じというふうに関てございます。

○議長(山越 守君) 杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番(杉森弘之君) ちょっとわかりにくいんだけど、もう一回聞く。

○議長(山越 守君) 都市計画課長、質問者が理解できるようにちゃんと説明してください。

○都市計画課長(榎本友好君) 申しわけありません。現在、牛久市が運営している場合の収入が、人件費などのコストを除いた額で約500万円くらいと。

○議長(山越 守君) 杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番(杉森弘之君) それで、だから余り変わらないということね。

○都市計画課長(榎本友好君) 今のところは、変わらないというふうに関ております。

(「以上です」の声あり)

○議長(山越 守君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山越 守君) 以上で議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山越 守君) 以上で議案第54号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第55号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山越 守君) 以上で議案第55号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第56号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山越 守君) 以上で議案第56号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第57号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第57号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第58号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第58号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第59号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第60号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第61号についての質疑を許します。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、議案第61号について質問いたします。

指定管理の期間を、「3年」を「5年」に改めるという条例改正ですが、この理由を伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） ただいまの質問にお答えします。

指定期間を延ばすことによりまして、利用していただいている方に安定的なサービスを提供するために期間を延ばします。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） そうしますと、今までの3年では安定的なサービスができなかったということになりますが、その辺はどのような事例があるのか伺いたいと思います。5年ということで、特にこのこども発達支援センターというところは非常にやはり大変な事業だということとは重々承知をしておりますが、その辺について伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 指定期間を延ばす理由ですけれども、先ほど申し上げましたように利用者がここ、年々ふえております。保健センターの健診なんかで発達の多少の遅れとか、そういうお子さんの発見を早急にして、こちらののぞみ園につないで対応するようなことを安定的に行えるように、人数もふえてきましたのでそちらを考慮して期間を延ばします。

以上でございます。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第62号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号についての質疑を許します。21番石原幸雄君。

〔21番石原幸雄君登壇〕

○21番（石原幸雄君） 補正予算書19ページ、1番上の中学校費のところでは、公有財産購入費ということで1,969万4,000円上げてありますが、面積と地目の確認を求めます。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 面積につきましては、5,500平方メートル弱です。正確に言いますと5,488平方メートル、地目は畑となっております。

○議長（山越 守君） 石原幸雄君。

〔21番石原幸雄君登壇〕

○21番（石原幸雄君） 土地の鑑定はお済みでしょうか。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 鑑定は済んでおります。（「終わります」の声あり）

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 予算書の10ページ、11ページの保健衛生費のところでは、0122のところで、（仮称）地域医療連携センターを建設する、850万円、この事業内容。

そして、またその下の0123公的病院等の運営を助成する、6,017万3,000円。

あわせて、12ページ、13ページの予防費のところの0107法律に基づく予防接種を実施するの中で、委託料、子宮頸がん予防接種が1,126万円の減額、そして水ぼうそう、高齢者肺炎球菌が2,872万8,000円、150万円の増額となっております。あわせて、0108任意の予防接種、委託料のところでは水ぼうそうの予防接種が160万円、そしてまた肺炎球菌の予防接種が90万円減額となっております。片やこちらで減額、そして増額という、この辺のことを伺います。

それと、16ページ、17ページ、学校建設費の中の0105下根中学校のグラウンドを拡

張するということ。一般質問のほうでもありましたが、これは増築を目的としたための事業なのかどうか、伺います。

そしてもう1点が、18ページ、19ページです。社会教育費の中の生涯学習センター費、この事業がいろいろと中央生涯学習センターの管理、それから施設改修、これが非常に3,197万9,000円となっています。その中で、財源のところは8ページ、9ページのところにあります繰入金のところから、社会教育施設・文化施設整備基金繰入金からこの財源が来ております。たしか、この社会教育施設・文化施設整備基金というのは1億3,000万円当初計画があって、それが当初に3,000万円、そして現在も3,000万円、残額が7,000万円という基金になっておりますが、当初計画がたしかここは交流センターを建築するというようなことで基金が設けられたと思いますが、その辺の兼ね合いを伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 私のほうからは、地域医療連携センターについてお答え申し上げます。

このセンターの目的といたしましては、市民が健康づくりの場として活用でき、これからの超高齢社会に対応していくために、医療、介護、保健等各分野の連携を推進する拠点として整備するというところでございますが、事業全体の概要を申し上げますと、昨年から竜ヶ崎市・牛久市医師会牛久支部のほうから要望がございまして、最終的にはことしの7月28日に要望書が提出されたわけでございますが、いわゆる医師会牛久支部のほうからこの結束町の多目的広場、自然観察の森の入り口でございます。そちらのところに医師会として負担金を拠出するので、こちらでセンターをつくっていただきたいという、そういう要望が提出されました。

全体事業費は約1億円でございますが、そのうち6,000万円を医師会のほうで負担するというお話でございます。続きまして、2,000万円ほど県の補助、これは県産材を使用する補助金を2,000万円ほどいただく予定でございます。残りの2,000万円程度が市の負担ということになりますが、実際は現在の保健センターの隣に訪問看護ステーションございますが、竣工後はそちらに移転し、あるいは医師会の会議室、あるいは市民講座、そういったこと、それと災害時の医療・救護の医師会としての拠点、それから医療・介護保険に係る研修、健康情報に関する啓発普及、そういったものを行う拠点として整備していただきたいということで医師会のほうから要望がございまして、最終的に2カ年で事業として市のほうで、医師会のほうでもこういった事業に取り組むような事務の方はいらっしゃいませんし、市のほうでこの事業をある意味受託して、負担していただきながら医師会との連携を強め、医療・介護・保健に係る連携をとるべく建設するものでございます。

今回の補正予算につきましては、設計費と測量費で850万円でございます。来年度の当初

予算から建築関係の費用、そして医師会からの負担金の歳入等が入ってくるという形で進めてまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 遠藤議員御質問の、まず公的病院等の運営を助成する、11ページの事業について御説明いたします。

こちらの事業につきましては、総務省では救急医療など採算性の低い分野を担う公的病院等を支援するため、特別交付税の助成制度を設けております。つくばセントラル病院は救急医療や小児医療の専用病床などを備えておりまして、平成25年10月1日に医療法の規定によりまして、公益性を担保する条件を満たしているということから、県知事から社会医療法人の認定を受けております。これによりまして、この地域において必要とされる医療を担う公的病院等に対しまして特別交付税の対象となるため、社会医療法人若竹会つくばセントラル病院に対しましてその運営費を補助するものとなっております。

続きまして、次のページの予防接種関係についてお答えいたします。

まず、子宮頸がんの予防接種につきましては、現在その健康被害などによりまして積極的な接種勧奨が控えられているところです。今年度の今の状況ですが、7月までに接種された方は5人となっております。今後国のほうでも健康被害者、これを全県調査をするということで、今年度の接種がそれほど見込めないということで減額をするものとなります。

それと、水ぼうそうと高齢者の肺炎球菌につきましては、10月1日から定期接種になりますので、今まで任意の予防接種を助成するということで助成を行っておりましたが、定期接種化に伴いまして法律に基づく予防接種をする、こちらのほうに組みかえをするものでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 17ページの下根中学校のグラウンドを拡張する事業でございますが、こちらは増築を予定しております場所にありますバスケットコート、テニスコートを今のグラウンドの隣接地に移転する経費でございますので、増築に関連しております。

続きまして、生涯学習センターの施設を改修する、このうちの財源でございますが、以前に1億3,000万円積み立てたわけでございますが、そのうちの3,000万円でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、再質問いたします。

11ページの地域医療連携センターですね、今の部長の答弁で自然観察の森の入り口にある多目的のところですか、そこにできるという御答弁がありました。そこも大分土地購入して

からしばらくは何に使われるのか、非常にやっぱり市民としても注視をしていたところなんです、そこをこの地域医療連携センターとして建設をするために利用することになったようですが、その辺急な話ではないと思うんですね。ただ、やはりもちろん医療・介護のそういう連携センターというのは、当然これからの高齢社会に向けては必要な事業だとは思いますが、その辺に至った経緯について再度確認をしたいと思います。

そして、今の保健センターの隣にあります事業所がそちらのほうに移転をする予定だということも、今の答弁でわかりましたが、そうしますと全体的に向こうのほうに行きますと、今までここでやっていたそういういろいろな事業が変更となることには、いろいろな支障も出てくるのではないかと思います、その辺の考えについて伺います。

それと、0123の公的病院等の運営、これはつくばセントラルが社会医療法人になったということなんです、牛久にはそのほかにも牛久愛和病院というのがあります。そこはそういう資格というか、そういうものの該当にならなかったのかどうか、その辺を確認をしたいと思います。そしてまた、いろいろと小児医療救急は大変な事業ですが、そういう問題についてほかの地域の取り扱いについてどうなのか伺います。

それと予防接種ですが、子宮頸がん、現在までのところ5人の接種ということです。これからも積極的勧奨をしないということなのは望めないということですが、やはり今大変大きな問題になっている子宮頸がんですね。今議会のほうにも請願が出されているようです。その辺については、いろいろと担当課のほうでも大変だと思います。

あと水ぼうそうなんです、金額が非常に違うんですね。任意の予防接種マイナス160万円、こちらは水ぼうそうが二千八百七十何万円ということでは、対象者がかなりふえるということでの増額なのかどうかということ、それを確認をしたいと思います。

そして、下根中のほうですが増築、バスケットとテニスコートを移設をしなければ増築ができないという、そのためだということなんです、同僚議員が一般質問でも「増築ではなく」ということで、再三言っていますが、増築でないというそういうことの判断はできなかったのかどうか。その辺を確認したいと思います。

それと生涯学習センター、これは向こうの財源を使っているだけなんだということなんです、地域交流センターのその辺はどうなったのかということ質問したので、この財源の元であるところを伺いたかったんです。以上です。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、お答え申し上げます。

経過、経緯と申しますか、昨年からは医師会のほうからそういった連携をとりたい、そういう活動の拠点をつくりたいというようなお話がございまして、当然市で所有している用地等をお

互いに確認をしながら、新たに取得するというは大変でございますので、現在市が保有している中でどこがいいのかというような調整を行いながら、1年ぐらいそういう話はやっております。その中で、特に先日新聞報道等でごらんになった議員さんもいらっしゃると思いますが、牛久市は災害時の医療救護の拠点、これを竜ヶ崎・牛久市医師会牛久支部と締結いたしました。

これは、大災害時に医師会の牛久支部の先生方がそれぞれの避難所等に駆けつけていただくという、具体的にはそういう中身でございますが、この中でも医師会のほうからはそういった活動を行う中心的な拠点を整備したいという話もこの中で同時に進んでおりまして、そういう場合には特に市街地の中よりも、ああいう高規格といいますか4車線の道路に面したところのほうが、医師会としての中心的な役割、あそこで本部みたいなものを立ち上げられる、あとは各避難所に駆けつけていただくということになります。そういう意味からあその場所になったという経緯でございます。

それと、2点目の訪問看護ステーションの関係でございますが、基本的にあそこには職員が詰めておりまして、車で各自宅に訪問して看護・介護を行っている施設でございますので、市役所の隣にあっても、あるいは自然観察の森の入り口のところにあっても、機能的に大きく変わることはございません。いずれにしても訪問して行く、医師会としてきょうも行っている訪問看護ステーションでございますので、常に訪問でございますので、場所的には問題はないかと思えます。以上です。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） まず、公的病院等に対する助成の関係でお答えいたします。

この公的病院等の規定についてまず若干御説明しますと、これは例えば日本赤十字社ですとか済生会、厚生連、学校法人、社会医療法人つくばセントラル病院の母体となる社会医療法人を初め、公益法人等が運営する病院ということで規定がされておりまして、その公的病院等へ市町村が助成した場合にこの特別交付税の措置が受けられるということで、先ほどありました愛和病院さん、同じような救急医療等も実施していただいているわけですが、この公的病院等の特別交付税の措置には該当はないということでございます。

それと予防接種関係ですが、こちらの水ぼうそうのほうですかね、こちらは先ほど御説明しました10月1日から定期接種になるということで、これは全額公費負担となるもので、対象者としては変わりません。金額的には、全額公費負担になる関係でふえています。以上です。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 教育委員会としましては、下根中学校の教室不足、当初の予定どおり増築でずっと計画してまいりました。3月の予算の実設計費も議会のほうで御承認いた

だいたという状況でございまして、6月になりまして分離新設という話が舞い上がりました。分離新設には、最低でも四、五年かかると何回も説明しております。なぜか一、二年でできるような話がひとり歩きしておりますが、四、五年かかりますので、今回29年度には不足する教室に関しては増築で対応せざるを得ないということでございます。そのための費用でございます。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 私からは、生涯学習センターの施設を改修するに当たっての、歳入のほうの財源の御質問がございました。社会教育施設、これは牛久市の社会教育施設・文化施設整備基金という形で、議員の先ほどの御質問の中にあつた地域交流センターも含めて、生涯学習センター等の施設を整備・改修するに当たっての基金、これをもう既に前から設置してございましたが、そこに前回地域交流センターを追加させていただいたわけでございます。そこにある基金を財源とさせていただいて、今回中央生涯学習センターのトイレ改修のために充てさせていただくということでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 1点質問させていただきます。

ページが18、19のところの、先ほど来出ている一番上の公有財産購入費ということで面積等お示しいただきましたが、現在のバスケットボール・テニスコート等の面積と、これから購入を考えている土地との大きさの違い、その点について確認をさせていただきたいと思いません。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） バスケットコートが2面、テニスコートが3面の面積でございまして、現在のある場所の面積とほぼ同等でございます。（「結構です」の声あり）

○議長（山越 守君） 17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 11ページの地域医療連携センターの建設という問題ですが、先ほどの部長の答弁ですと自然観察の森の入り口のところ、公共用地ですね、土地開発基金で購入したものだと思うんですが、ここのところの信号の設置というのは市のほうでも相当強力で県のほうに要求していると思うんですが、このような公共施設を県の補助金を使ってやるということになれば、当然信号も設置されなきゃならないと思うんですが、少し担当がずれるかわからないんですけども、これはもう公共施設建設の場合には県が絡んだ補助金ですから、必ず信号の設置を約束をさせていただきたいと思うんですが、その点について。

済みません、もう1点。これは、私の担当の常任委員会なんです、ほかの担当課にも今後関係する可能性があると思うんですが、15ページですね、公園に防犯カメラを設置するという問題について、実は本日の新聞で久野地区でオートバイで襲われて、午前3時半ころですか新聞配達の方じゃないかと思うんですが、加害者が10代から20代ということ。実は、小坂団地もそういった盗難というものがある、それで実はほかの防犯カメラに犯人が写っていた。しかし、その被害届が警察のほうにも出されていないと。そのときは市長もいて、市長にもお話ししたんですが、今後の問題からいってやっぱり10代であろうと20代であろうと被害届をちゃんと出さないと、再度そういうものが起きる、事故が起きる可能性がある。ですから、どんな小さな事故であり、どんな問題であっても被害届を出し、厳正にしなければならないというふうには思うんですけども、防犯カメラを設置することに当たってその運営と、何らかの問題があった対処について、市のほうでどういう認識をされているのか。考え方をお尋ねします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、お答え申し上げます。

交通安全施設につきましては、もちろん設置は県のほうでございますので、今回この医師会のほうから要望が正式に上がりまして、今回のまず補正予算から設計から計上いたしましてこれから事業を進めるわけでございますので、この補正予算を議員の皆様にご了解いただけますればいろいろな調整ですね、この建設も含めて、あるいは道路事情も含めて、あるいは交通安全施設も含めて、これから要望なり調整をしていくところでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 公園の防犯カメラでございますが、現在警察への情報提供、または警察のほうからこちらのほうへの開示ということで連携をとって、お互いに安全・安心のためにとり行っているわけでございますが、今回の公園の防犯カメラ設置事業につきまして、以前からこれは警察署からの強い要望がございまして、早急に対処するため4カ所の公園に計15台の防犯カメラを設置するものでございます。場所につきましてはつつじが丘北公園、ここの2カ所、刈谷中央公園、ここの7カ所、刈谷第3児童公園、これに4カ所、刈谷第5公園に2カ所、これも警察立ち会いのもと設置場所を確認しております。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 地域医療連携センターの問題ですが、県のほうから2,000万円の補助金が出るということなんですけれども、交通施設についてはこの補助金の内容が違うと思うんで、これは完全にこの2,000万円の補助金の中に含まれないように、ほかの予算

でやれるように、これはぜひ強く要望していただきたいと。当然のことでしょう、これはね。市長も、当然そういうこと言いに行くでしょうから。

それと、先ほどの防犯カメラの件なのですが、警察のほうから要請ということは、もし何らかの事故があれば警察のほうで当然その防犯カメラをチェックすると思うんですけども、前回ちょっと取り上げた小坂団地の件については、業者の設置した防犯カメラでしたよね。業者のほうで被害届を出さなかったから、実際のところは事件にはならなかった。しかし、防犯カメラにはくっきりと顔が写っていて、誰だか判別できるというような状況だったわけですね。私もその業者に言いましたのは、今後の問題も含めてこういったことが起きるかもわからないので、被害届は出してほしいと。そのとき市長もおられて、市長も「出せ」と言われたようなんですが、またこの地域でこういった10代の子供を含むこういった事件が起きるということは、やっぱりそれはそれなりに被害があった場合は、どのような小さいことであってもやっぱりやっていかないと、だんだんだんだん大きくなりますから、その点について防犯カメラ設置に当たって市のほうの基本的な考え方を含めてやっぱり意志統一をして、質問した中にはちょっとそれは答弁としてなかったんで、この辺については明確な形で設置運用の問題について統一をしていただきたいということなんです、その点についてお尋ねします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私のほうから、先ほどの被害届につきましては、再度警察から派遣しておりますので、交通防災課におりますので、そちらを通じて警察とちょっと協議したいと思っています。

それと防犯カメラでございますが、今牛久市内で庁舎内でプロジェクトチームをつくっております。その中に生活安全課長も参加しております、そういう中での連携を図った中でしっかり牛久市の防犯カメラについて今調べ、また調査して、先進地あたりを見に行こうという話も進んでおりますので、そういう中で対処してまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第63号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第64号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第64号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第65号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第65号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第66号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第66号についての質疑を終結いたします。
次に、認定第1号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で認定第1号についての質疑を終結いたします。
ここで暫時休憩いたします。再開は13時05分といたします。

午前11時44分休憩

午後 1時05分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き。会議を開きます。
次に、日程第20、意見書案第5号の1件を議題といたします。

意見書案第5号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

○議長（山越 守君） これより意見書案第5号についての質疑を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で意見書案第5号についての質疑を終結いたします。
次に、日程第21、決議案第3号の1件を議題といたします。

決議案第3号 庁議の公開等に関する決議について

○議長（山越 守君） これより決議案第3号についての質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で決議案第3号についての質疑を終結いたします。
次に、日程第22、議員提出議案第2号の1件を議題といたします。

議員提出議案第2号 牛久市政治倫理条例の一部を改正する条例について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。17番利根川英雄君。
〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 議員提案第2号、牛久市政治倫理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

この第1条は、「市政が市民の厳粛な信託によるものであることを深く認識し、その担い手たる市長、副市長（以下「市長等」という。）、教育長及び市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図らないことを市民に宣言するとともに、必要な措置を定め、併せて市民も市政の主権者としての認識と自覚のもとに、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」と定めております。

1親等では親子関係のみに限られ牛久市政治倫理条例第1条を踏襲されているとは言いがたい。したがって、さらなるクリーンアップを図るためこの改正を行うものであります。

委員各位の御賛同を心からお願いをいたします。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第2号についての質疑を許します。5番諸橋太郎君。

〔5番諸橋太郎君登壇〕

○5番（諸橋太郎君） 今回の政治倫理条例の一部を改正する条例について質問をいたします。

以前の議会、平成24年第4回定例会で、市税に関する市税の納税証明を提出する改正ということで、私が議員提案をさせていただいたときに、利根川議員のほうで議場にて「政治倫理条例を全部改正する条例を提出したい」とこの議場で述べました。また、その後のブログにおきまして、「政治倫理条例の一部改正問題、提案者は納税証明書の提出は当然のことと提案理由を説明しましたが、矛盾だらけ。納税は憲法が定める基本原則。それを、なぜ地方税の納税証明書だけで国税である所得税の納付書を求めないのか。さらに、納税証明書を義務づけるなら、資産公開や公共事業の受注は最低でも2親等（現在1親等のためザル法と言われている）にすべきです。党議員団は、大幅な改正案を3月議会に提出する予定です」とあります。今回のこの提案は、全部改正の提案なのか。また、大幅な改正ということで提案をしているのでしょうか。その点についてお伺いをいたします。

それと、この提案に関連しまして、地方自治法92条、127条というものは御存じなのか、お尋ねをいたします。

また、平成26年5月27日最高裁において、「府中市議会議員政治倫理条例2親等規制を合憲とした最高裁判決」というものが出されました。この中で、判決の要旨といたしまして、「議会の自立的な規制のあり方については、その自主的な判断が尊重されるべきものと解されること等も考慮すると、今規定による2親等規制に基づく議員活動の自由についての制約は正

当な目的を達成するための手段として必要かつ合理的な範囲のものということができる。したがって、2親等規制を定める本件規定は憲法21条1項に違反するものではない」と判決理由で述べられております。今回の提案につきましては、議員だけでなく市長等ということで、副市長、教育長ということが書かれております。この判決にはそういった市長等、副市長、教育長については述べられておりませんが、この判決についてどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

また、24年度第4回定例会において、利根川議員は「全議員にかかわる議案や議会運営については十分な議論が必要だと思う」と述べております。今回の提案はポツと今回出てきましたけれども、十分な議論が必要だと思わないからこういうふう我突然出てきたものか、お尋ねをいたします。現在、議会改革特別委員会が開催され、その中でもんで、私が提案したように「議運に諮って、皆さんで提案してください」というような手法をとれなかったのか、その点についてもお伺いをいたします。

最後に、今回のこの議員提案の議案が可決されれば、ブログで指摘していました矛盾というものは解消されるのかどうか、その点をお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 質問の趣旨がよくわからないんですが、1つ24年の府中の云々という話については、これは広島地裁のほうで2親等については違憲であるという判決が出て、それに対する府中の判決が出たというふうに私は認識はしているんですが、違法でもないのに何でこういうことを取り上げるのかちょっと理解できないんですね。反対に聞くわけにもいかないので、本当は聞きたいところなんですが。

あと、24年の問題をいろいろ言っておりますけれども、一括で出さなければまずいということのように私は受け取れるんですけども、私自身は全ての倫理条例を改正したいという気持ちはありますが、この問題につきましてはなかなか合意を得られない点というものも多々あったりして、精査をしているところであります。この2親等については、私もそのときにそうすべきだということ、なぜこれを入れなかったのかという質問を諸橋議員にしたけれども、答弁はなかったですね。答弁しない人がなぜこういう質問をするのか、私は理解できないんです。だったら、最初に私が質問したときの答弁をしてほしいという問題ですね。

それと、「議運云々」と言いますけれども、なぜ議運に出して議員提案しなかったのかということですけども、そんなこと地方自治法にも書いていないし、議会会議規則にも書いていないです。なぜそういうことを言うのか、理解できない。もう少し地方自治法なり議会規則を読んでいただいて、議運で出さなければならない理由というのをもっと明確に指摘をしていた

だいて、質問をしていただきたいと。

それと、ブログで書いている矛盾等の問題であります。私は先ほど言いましたように諸橋議員が提案をした議案に対して、修正議案に対して多々質問しました。そのほとんどが答弁返ってきておりません。私はそれのほうが矛盾だと思うんですが、ブログに書いたこと、ただ「全部を出さないから矛盾だ」というふうに言われているようでありますけれども、そちらの矛盾はどう解決して今回の質問になったのか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 諸橋太郎君。

〔5番諸橋太郎君登壇〕

○5番（諸橋太郎君） 予想された答弁が返ってきまして、全て想定内だなという感じでございます。日ごろさまざまな矛盾点に鋭い切り口で切り込みをされている利根川議員の答弁とは思えない、自己に対する矛盾については何ら解決に対して消極的な姿勢が見えるということが、私が感じたことであります。

地方自治法の92条については回答なかったんですけども、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請け負いをする者、及びその支配人、また主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役、もしくは監査役、もしくはこれに準ずべき者、支配人たる清算人たることができない」と規定されておまして、127条でこの「92条の2の規定に該当するときは、その職を失う」とし、「同条の規定に該当するかどうかは議会がこれを決定する」とあります。この場合、92条においては「議員」というふうに明確に書かれているんですが、この今回の条例提案については副市長、教育長等も入っておりまして、この点について上位法との整合性については、利根川議員はどのようにお考えになっているかという点もお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 提案の理由をもう少し明確に読んでいただきたいと。今回の改正は、「1親等」を「2親等」にする、これだけです。それと市長、副市長、教育長とあるのは、現政治倫理条例の中に記載されたこと、その第1条に記載されたことであります。これに対して問題があるということ、全く理解できないですね。私は「これを改正しろ」とか「これを入れろ」なんていうことは、一言も言っていないです。言っているのは、「1親等」を「2親等」にするということ。

それと、92条云々いろいろ言っていますけれども、これが今回の提案することによって何が問題なのかですね。地方自治法上何が問題なのか、指摘しなければわからないです。「おかしいと思わないか」とか「どう考えますか」だけではわからないです。これは、私が提案した

ことは違法だということなんですか、地方自治法に関連して。そういったことも含めて、諸橋議員の言う質問自体の理解ができない。そしてまた矛盾だらけと言いますけれども、あなたが24年ですか出されたものに対しても、何らその後の答弁もしていないということでいけば矛盾だらけです。私の矛盾よりは、そちらの矛盾のほうが大き過ぎるんです。まあ、その点について、私の答弁とさせていただきます。

○5番（諸橋太一郎君） 以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議員提出議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第23、議員提出議案第3号の1件を議題といたします。



議員提出議案第3号 牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 議員提案第3号、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について、提案理由の朗読をもって提案とさせていただきます。

公共用地の取得に当たって、ほとんどの自治体が昭和46年に設置された土地開発基金条例を廃止または凍結状態にしている中、牛久市では土地開発基金条例に基づく基金を多用している。しかし、「市税の使途の透明性の確保」の観点から考えて、この制度は、市議会の承認を受けずに公共用地の取得が可能であるという点で、極めて問題であると言える。

市政執行に当たって、土地購入の必要があれば先に計画を明らかにし、公共用地先行取得特別会計によって議会の承認を経て購入すべきである。

土地開発基金条例による土地購入は、市政の透明性を欠き、癒着の温床になる制度との指摘もあり、土地開発基金条例は廃止すべきであると判断する。よって、土地開発基金条例の廃止を提案する。

以上です。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第3号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議員提出議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第24、意見書案第6号の1件を議題といたします。

○

意見書案第6号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関連法の改定中止を求め
る意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 意見書案第6号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と
関連法の改定中止を求める意見書（案）。

安倍政権は7月1日、多くの国民の反対や不安の声をよそに、海外での武力行使に道を開く
集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行った。

歴代政府は集団的自衛権の行使について、必要最小限度の範囲を超え憲法上許されないとの
公式見解を国会で重ねて示し、広く国民の間でも定着してきた。それを主権者である国民にも
国会にも諮らず、一内閣の判断で、海外で戦争できる国へと改憲にも等しい憲法解釈の変更を
行うことは、立憲主義を根底から否定するものである。

集団的自衛権の行使容認は、日本が武力攻撃をされていないにもかかわらず、他国のために
戦争をすることを意味し、戦争をしない平和国家としての日本の国のあり方を根本から変える
ものである。

閣議決定は、自衛隊が活動する地域を、後方支援・非戦闘地域に限定した従来の枠組みを廃
止し、これまで戦闘地域とされた場所でも支援活動ができるとしている。それは相手からの攻
撃に自衛隊をさらすことであり、アフガニスタン戦争では集団的自衛権を行使し参戦したNA
TO諸国がおびたしい犠牲者を出している。閣議決定は、我が国の存立が脅かされ、国民の
生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある等の文言で集団的自衛権
の行使を限定するものとされている。しかし、何を明白な危険とするかは不明で、極めて幅の
広い概念であり、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされ、武力行使が際限なく拡大する
危険があることは明らかである。

日本が過去の侵略戦争への反省のもとに徹底した恒久平和主義を堅持することは、日本の侵
略により悲惨な体験を受けたアジア諸国の人々との信頼関係を構築し、武力によらずに紛争を
解決し、平和な社会をつくり上げる礎になるものである。

集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定は、立憲主義と恒久平和主義に反し、違憲である。
かかる閣議決定に基づいた自衛隊法等の関連法改定も許されるものではない。

よって、政府においては、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するとともに、集団的自
衛権行使のための立法措置を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

委員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で意見書案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第25、意見書案第7号の1件を議題といたします。



意見書案第7号 消費税の再増税の中止を求める意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、意見書案の朗読をもって提案理由に変えます。

意見書案第7号、消費税の再増税の中止を求める意見書（案）。

政府は、ことし4月に8%に引き上げられたばかりの消費税について、年内にも来年10月から10%の再増税実施を決めようとしている。

しかし、内閣府が発表した4月から6月期の国内総生産（GDP）は、年率6.8%の大幅減少となり、個人消費は過去20年間で最大の落ち込みとなった。GDPは東日本大震災時に次ぐマイナスで、1997年に消費税率を5%に引き上げた直後の年率3.5%減をはるかに上回る深刻なもので、駆け込み需要の反動減にとどまらない状況である。

非正規雇用の拡大など長年の賃下げ政策で実質賃金が大幅に低下し、公共料金や各種の負担増で国民の可処分所得が減り続けている。収入の少ない人ほど負担が重い消費税の増税で、国民は消費を引き締めざるを得ない事態となっている。

安倍政権になってからの金融緩和や円安などの影響で消費者物価の上昇も続いており、社会保障の削減もあり、実質所得は大幅目減りしている。

内閣府が4月の増税後に行った国民生活に関する世論調査で、現在の生活に満足という人が6年ぶりに減り、不満が増加した。所得・収入での満足は44.7%で不満は54.1%、資産・貯蓄での満足は37.3%で不満は60.2%などとなった。今後の生活の見通しが「悪くなっていく」という人も26.8%と前回よりふえ、「よくなっていく」はわずか8.9%にとどまっている。

今政府に必要なことは、こうした国民の不安を解消する対策を強めることである。

中小企業庁の消費税の価格転嫁状況に関する調査でも、増税分の一部もしくは全部を転嫁で

きないと答えた企業が24.3%に上り、日本百貨店協会は売上高が増税後4カ月連続マイナスと発表している。マスメディアの調査でも、来年10月からの再増税に反対という答えが6から7割を占めている。

こうした現状での10%への増税は、国民の暮らしや中小企業の経営を壊し、日本経済に重大な打撃をもたらす、税収の大幅減となるおそれがある。

よって、政府においては、国民生活の破壊につながる消費税の10%への再増税を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で意見書案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第26、決議案第4号の1件を議題といたします。



決議案第4号 ひたち野地区の中学校新設を求める決議について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。14番小松崎 伸君。

〔14番小松崎 伸君登壇〕

○14番（小松崎 伸君） それでは、朗読をもちまして決議案の説明といたします。

決議案第4号、ひたち野地区の中学校新設を求める決議（案）。

牛久北部特定土地区画整理事業において、当時の住宅・都市整備公団と牛久市が協議し、ひたち野中央地区の都市計画を策定し、決定した。その中で、小中学校2校、中学校1校を計画決定していたことから、多くの住民が中学校新設はもちろん地域の将来性を高く評価し居住されている。

現在、中根小学校及びひたち野うしく小学校の児童数は急増し、下根中学校においては早ければ2年後に教室不足となり、ピークと予想される平成39年度には生徒数は1,300人を超え、茨城県最大規模になると見込まれている。学校には適正規模があり、このような教育環境の下では中学生のきめ細やかな教育は困難である。

また、これまでのひたち野うしく地区の学校施設の整備進行状況を振り返ると、校舎増築、学区変更、臨時教員増など行き当たりばったりの対応であり、今回の中学校新設の問題についても、その第一の原因は牛久市が建設しないことを前提に進めてきたからにほかならない。

子どもたちの教育環境の悪化を何としてでも防ぐため、そして、新設を切望される多くの住民の方々のため、ひたち野うしく地区への速やかな中学校建設を求める。

以上、決議する。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第4号についての質疑を許します。19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） ただいまの決議案のところで、中ごろなんですけど「これまでのひたち野うしく地区の学校施設の整備進行状況を振り返ると、校舎増築、学区変更、臨時教員増など行き当たりばつりの対応であり」となっております。このいろいろ書いてある中で、1点につき質問をさせていただきます。それは、学区変更がどうして「行き当たりばつり」という表現になったのか。これ、軽い気持ちで書いてしまったのか、それともよく調査をした結果「まあ、行き当たりばつりだったな」ということなのか。その点につきまして、私自身にも関係することなので、質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（山越 守君） 14番小松崎 伸君。

〔14番小松崎 伸君登壇〕

○14番（小松崎 伸君） それでは、質問に回答いたします。

その前に、柳井議員は前回の請願のほうには賛成をさせていただいたんですね。採択は。

○19番（柳井哲也君） 学区変更について、質問を。

○14番（小松崎 伸君） 基本的には、その前になりますけれども、住民説明会ですね。あと我々議員への説明、やっぱりそれがまずは必要だと思います。その上で、今柳井議員が質問された件ですね、学区変更。これは、下根中学校の生徒の一部を牛久一中のほうに学区変更いたしましたけれども、これに伴いまして行き当たりばつり増築等ございました。そういった総合的な中で、こういった「行き当たりばつり」というふうな学区変更が行われているというふうなことを確認しています。今後も、学区変更が行われていくというふうな、柳井議員のお住まいのほうの地区もそういうふうなことで、大分この話が広がっているという事実もございます。そういったことを総合的にお話したというふうなことでございます。

○議長（山越 守君） 柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） ちょっと説明しないとわかりづらいと思うんで、ほんのちょっと私に関係したことを説明させていただきます。

牛久の教育委員会委員長のほうから諮問をいただきまして、私と板倉 宏議員が最初通学の区域審議会というのに出席しました。その後は、尾野議員がそこに出席しているんですけど

も、平成20年の2月に通学区域審議会というものを結成されまして、関係区長さん10名から15名、いつもその間出席されていたと思います。今も区長をやっておられる根本 勝さんとか、やめられた手賀さん、中心になってやられていました。そこに、学校長さん四、五名の方も常に出られて、PTA会長さんも関係の学校全部出ていました。小学校も全部関係する区長さん出まして、平成20年から22年まで会議を続けまして、それで「もういいよ。もう十分出尽くしたじゃないか」という話が出るまでこれを続けまして、20年の7月ころ佐藤教育委員長さんのところへ答申して、それがいろいろな広報をしたり、各子供会とかいろいろなところに区長さんが説明しながら、今日の学区変更が決まったという経緯がございます。

私は、当初からよくこれ、覚えています。関係した議員さんもわかると思うんですが、最初は事務局案というのがあったんですよ。市でつくった事務局案。これが、全部変更になりました。各区長さんとか学校の意見を入れまして、非常に熱心に住民の考え、お母さん方の意見を聞いてきたんだよということで、それで今の学区変更になった経緯がありまして、この一生懸命やってくださった方々の名誉のためにも、この「行き当たりばったりな対応で云々」というこの文言に関しては、非常に残念でならないと思うわけです。そのあたりを、通学区域審議会の存在などあったことを知っていたのかどうかについて、質問いたします。

○議長（山越 守君） 14番小松崎 伸君。

〔14番小松崎 伸君登壇〕

○14番（小松崎 伸君） それでは、柳井議員にお答えいたします。

過去のことは過去の事なんです。状況は、どんどん変わっているわけですから。ですから、その当時のそういった会議等行われていたことは詳細はわかりませんが、その当時からはどんどんどんどん状況は変わってきている中で判断ということになるわけですから、現段階での総合的な判断ですね。概略を捉えた大きく考えた判断、それが一番大切だと思います。過去のことは過去のことで、それは尊重しなければならないでしょうけれども、今判断することですので、その辺十分に前回請願に賛成をされた柳井議員でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山越 守君） 19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） ちょっと答えになっていません。審議会の存在を知っていたかどうかについて。

○議長（山越 守君） 14番小松崎 伸君。

〔14番小松崎 伸君登壇〕

○14番（小松崎 伸君） それは、知りません。（「了解しました」の声あり）

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で決議案第4号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号ないし議案第66号の18件、認定第1号の1件、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号の2件、意見書案第5号ないし意見書案第7号の3件、決議案第3号及び決議案第4号の2件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの所管委員会へ付託いたします。

平成26年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務常任委員会

議案第55号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条件について

議案第57号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第63号 平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第66号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

議員提出議案第2号 牛久市政治倫理条例の一部を改正する条例について

議員提出議案第3号 牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について

意見書案第6号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関連法の改定中止を求める意見書の提出について

意見書案第7号 消費税の増税の中止を求める意見書の提出について

決議案第3号 庁議の公開等に関する決議について

◎教育民生常任委員会

議案第49号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を求める条例について

議案第50号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議案第51号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第56号 牛久市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例について

議案第58号 牛久市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について

議案第59号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第60号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 牛久市子ども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 牛久市保育園における保育に関する条例を廃止する条例について

議案第63号 平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第64号 平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

意見書案第5号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

決議案第4号 ひたち野地区の中学校新設を求める決議について

参 考

請願第7号 「子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害者に対する早期認定と救済を求める意見書」の採択を求める請願

◎産業建設常任委員会

議案第52号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例について

議案第53号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例について

議案第54号 牛久市放置自転車防止に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第65号 工事請負契約の変更について

参 考

請願第5号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願

請願第6号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願

平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）各常任委員会付託事項

第1条 第1表 歳入予算補正

款	項	目		
		総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
10 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税		

14 国庫支出金	2 国庫補助金	8 総務費国庫補助金	1 民生費国庫補助金	2 衛生費国庫補助金 5 土木費国庫補助金 9 農林水産業費国庫補助金
15 県支出金	2 県補助金		1 民生費県補助金 5 教育費県補助金	3 農林水産業費県補助金
18 繰入金	1 他会計繰入金		1 特別会計繰入金	
	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金	5 社会教育施設・文化施設整備基金繰入金	
19 繰越金	1 繰越金	1 繰越金		

第 1 条 第 1 表 歳出予算補正

総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 6. 財産管理費 [庁舎を維持管理する] 9. 電子計算費 16. 財政調整基金費 18. 諸費 (款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費 (目) 4. 防災対策費 各款における人件費に関する事項	(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 (目) 3. 介護保険費 16. 社会福祉施設費 (項) 2. 児童福祉費 (目) 1. 児童福祉総務費 3. 保育園費 (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 1. 保健衛生総務費 2. 予防費 (款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費 (目) 3. 教育指導費 (項) 2. 小学校費 (目) 1. 学校管理費 3. 学校建設費 (項) 3. 中学校費 (目) 1. 学校管理費 3. 学校建設費 (項) 4. 幼稚園費 (目) 1. 幼稚園費 (項) 5. 社会教育費 (目) 2. 生涯学習センター費 3. 図書館費 (項) 6. 保健体育費 (目) 1. 保健体育総務費 3. 学校給食費	(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 6. 財産管理費 [公共建築物を設計し監理する] (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 4. 環境衛生費 (款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費 (目) 3. 農業振興費 (款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費 (目) 3. 観光費 (款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費 (目) 2. 建設指導費 (項) 2. 道路橋梁費 (目) 2. 道路維持費 3. 道路新設改良費 4. 排水路整備費 (項) 4. 都市計画費 (目) 3. 公園費

第 2 条 第 2 表 債務負担行為補正 産業建設常任委員会

○議長(山越 守君) つきましては、各委員会において受託案件を審査終了の上、9月25日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第27、休会の件を議題といたします。

○

休会の件

○議長(山越 守君) お諮りいたします。

委員会審査及び議事整理のため、明日12日から24日までの13日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山越 守君) 御異議なしと認めます。よって、明日12日から24日までの13日

間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時45分散会